おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：環境農林水産部流通対策室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府の食品ロス削減対策について　(1) 目的及び概要　　・令和３年３月に、事業者、消費者、行政等多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を総合的かつ効果的に推進することを目的として「大阪府食品ロス削減推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定した。・これに基づき、府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとる社会を目指し、食品ロス削減を推進している。　(2) 推進計画の目標・事業系、家庭系ともに、2000年度比で2030年度に食品ロス量の半減を目指す・2030年度までに、食品ロス削減のための取組を複数行う府民の割合を90％とする２　おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度（以下「パートナーシップ制度」という。）について　(1) 目的及び概要　　・平成30年度に創設され、推進計画において基本的施策として位置づけられるとともに、「食品ロス削減に取り組む事業者について、広く多業種への働きかけを行い、パートナーシップ事業者の増加と、効果的な消費者啓発を推進」するとされている。　　・府内の食品関連事業者等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、消費者等への啓発活動等を実施する際に、府が協力・支援することにより、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的としている。・事業者からの申し出に基づき、活動が適当と認めた事業者をパートナーシップ事業者として決定している。(2) 成果目標や活動指標の設定　　　以下の理由により、パートナーシップ制度の成果目標や活動指標は設定していない。　　　・食品ロス削減に向けた事業者の意欲的かつ自発的な取組を進めるものであることから目標数を設定せず、業種を問わずできるだけ多くの事業者の参画を目指している。　　　・パートナーシップ制度は、推進計画の取組の一つであり、制度周知により、より多くの事業者の参画を図ることで、推進計画の目標達成に向けて取り組んでいる。　(3) パートナーシップ事業者数　　ア　パートナーシップ事業者数（令和４年度末）　　　　38事業者　　イ　年度ごとの推移

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R１ | R２ | R３ | R４ |
| 年度末の事業者数 | ４ | 19 | 27 | 32 | 38 |
| 各年度の増減数 | ＋４ | ＋15 | ＋８ | ＋５ | ＋６ |

(4) パートナーシップ事業者増加のための取組　　・パートナーシップ事業者の取組について、府のホームページへの掲載や、関係団体へのメールマガジンの配信等により周知している。　　・毎年10月の食品ロス削減月間には、報道提供等で重点的に広報している。　　・事業者向けセミナーにおいて、食品ロス削減の取組に関心のある事業者等を対象に、パートナーシップ事業者の取組事例の紹介と併せて、チラシ配布等によりパートナーシップ制度について周知している。(5) 効果検証　　・推進計画を効果的に推進するため、パートナーシップ制度を含めた食品ロス削減対策に係る取組について、外部有識者等で構成する食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）等において継続的に成果を検証しているが、制度単体での効果検証は行っていない。　　・パートナーシップ事業者の取組については、年間の活動計画書と活動報告書により確認し、懇話会においても取組内容やパートナーシップ事業者同士の連携等に係る報告を行っている。 | パートナーシップ制度の目的である食品ロス削減の啓発を進めるためには、多くの事業者の参画を得ることが重要であるが、事業者の自発的な参画を求めるものとして目標設定や進捗管理は行われておらず、制度創設からの５年間でパートナーシップ事業者数は38に留まるなど、戦略的、効果的な取組が行われているとはいえない。 | 　パートナーシップ制度の社会的意義等の理解促進を図るとともに、活動指標の設定による進捗管理を実施するなど、パートナーシップ事業者増加に向けた効果的な取組を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月８日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）